

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成18年6月15日
【事業年度】	第44期（自平成15年12月21日 至平成16年12月20日）
【会社名】	太洋工業株式会社
【英訳名】	TAIYO INDUSTRIAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細江 美則
【本店の所在の場所】	和歌山県和歌山市有本661番地
【電話番号】	(073)431-6311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 川幡 敏次
【最寄りの連絡場所】	和歌山県和歌山市有本661番地
【電話番号】	(073)431-6311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 川幡 敏次
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年3月18日に提出した第44期（自平成15年12月21日 至平成16年12月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第5 経理の状況
 - 2 財務諸表等
 - (1) 財務諸表
 - 重要な会計方針

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

- 第5【経理の状況】
 - 2【財務諸表等】
 - (1)【財務諸表】
 - 重要な会計方針

(訂正前)

項目	前事業年度 (自平成14年12月21日 至平成15年12月20日)	当事業年度 (自平成15年12月21日 至平成16年12月20日)
5. 繰延資産の処理方法		<p>新株発行費 支出時に全額費用処理しております。 (追加情報) 平成16年12月1日付一般募集による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約(「新方式」という。)によっております。</p> <p>「新方式」では、発行価格と引受価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、当社の引受証券会社への引受手数料の支払いはありません。平成16年12月1日付一般募集による新株式発行に際し、発行価格と引受価額との差額は、95,760千円であり、引受証券会社が引受価額で引受を行い、同一の発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約(「従来方式」という。)による新株式発行であれば、新株発行費として処理されていたものであります。</p> <p>このため、「新方式」では、「従来方式」比べ、新株発行費は95,760千円少なく計上され、また経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額多く計上されております。</p>

(訂正後)

項目	前事業年度 (自 平成14年12月21日 至 平成15年12月20日)	当事業年度 (自 平成15年12月21日 至 平成16年12月20日)
5 . 繰延資産の処理方法		<p>新株発行費 支出時に全額費用処理しております。 (追加情報) 平成16年12月1日付一般募集による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約(「新方式」という。)によっております。</p> <p>「新方式」では、発行価格と引受価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、当社の引受証券会社への引受手数料の支払いはありません。平成16年12月1日付一般募集による新株式発行に際し、発行価格と引受価額との差額は、95,760千円であり、引受証券会社が引受価額で引受を行い、同一の発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約(「従来方式」という。)による新株式発行であれば、新株発行費として処理されていたものであります。</p> <p>このため、「新方式」では、「従来方式」比べ、新株発行費は95,760千円少なく計上され、また経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。</p>